

令和3年度 第2回さいたま市地域公共交通協議会 議事録

□日時：令和3年11月15日（月）15時00分～

□場所：新都心ビジネス交流プラザ 4階 会議室

□配布資料

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿・席次表
- ・ 資料1－1 地域公共交通計画（素案）
- ・ 資料1－2 地域公共交通計画_概要版（案）
- ・ 資料1－3 地域公共交通計画（素案）の修正について
- ・ 資料1－4 地域公共交通計画の策定等について
- ・ 資料2－1 令和3年度第1回東西交通専門部会 次第・開催結果
- ・ 資料2－2 東西交通大宮ルート of 検討の概要
- ・ 資料2－3 過年度部会意見への対応方針
- ・ 資料2－4 R3部会の協議内容
- ・ 資料3 地下鉄7号線延伸事業について
- ・ 資料4 コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について
- ・ 参考資料1 令和2年度第4回さいたま市地域公共交通協議会 議事録
- ・ 参考資料2 地下鉄7号線延伸に係る直近の動向

□出席者名

- ・ 埼玉大学大学院理工学研究科教授 久保田 尚 会長
- ・ 交通ジャーナリスト 鈴木 文彦 委員
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 企画調整課長 佃 晋太郎 委員
- ・ 埼玉高速鉄道株式会社 代表取締役常務 大飼 典久 委員
- ・ 国際興業株式会社 運輸事業部次長 中村 浩幸 委員
- ・ 西武バス株式会社運輸計画部長 関根 康洋 委員
- ・ 一般社団法人埼玉県バス協会 事務局長 関根 肇 委員
- ・ 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 事務局長 藤田 貢 委員
- ・ 国際興業労働組合 中央執行副委員長 美濃浦 優孝 委員
- ・ さいたま市交通安全保護者の会（母の会）会長 家崎 清子 委員
- ・ さいたま市障害者協議会会長 中野 勇委員
- ・ さいたま市老人クラブ連合会副会長 高桑 稔 委員
- ・ 市民公募 小野 行俊 委員
- ・ 公募委員 高田 博 委員
- ・ 国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所計画課長 鈴木 秀和 委員
- ・ 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官 小川 ゆかり 委員
- ・ 埼玉県企画財政部交通政策課副課長 中村 雅仁 委員

- ・ 埼玉県警察本部交通規制課道路協議・信号機新設補佐 瀬沼 文弘 委員
- ・ 保健福祉局 長寿応援部長 西澤 正夫 委員
- ・ 都市局 都市計画部長 篠崎 靖夫 委員

1. 開会

【事務局】

- ・ 定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第2回さいたま市地域公共交通協議会を開会いたします。
- ・ 引き続き新型コロナウイルスの感染拡大に留意したうえで、進行してまいりますので、皆さまにおかれましても、会議中はマスクの着用にご協力をお願いいたします。
- ・ 議事に入ります前に、今回初めての対面での開催となり、昨年度の開催から人事異動等により委員の5名の交代がございましたので、事務局よりご紹介させていただきます。
- ・ 国際興業労働組合の山本委員に代わりまして、美濃浦優孝委員でございます。
- ・ 埼玉県企画財政部交通政策課の高橋委員に代わりまして、中村雅仁委員でございます。
- ・ さいたま市都市局都市計画部長土屋に代わりまして、篠崎靖夫でございます。
- ・ この他に、本日は欠席でございますが、さいたま市保健福祉局福祉部長の中村に代わりまして永島、建設局土木部長の小泉に代わりまして小島が、それぞれ委員となっております。
- ・ なお、本日お配りしている出席者名簿から、出席者の変更がありましたので、ご案内させて頂きます。名簿にはございませんが、埼玉県警察本部より瀬沼委員のご出席でございます。東武鉄道株式会社小瀧委員、埼玉県都市戦略本部岡田委員がご欠席でございます。また、朝日自動車株式会社日置委員の代理として田沼様にご出席いただいております。
- ・ これより議事に移りますが、さいたま市地域公共交通協議会条例の規定により、久保田会長が議長となっておりますので、これからの進行をお願いします。

【久保田会長】

- ・ 条例の規程によりここからは進行を務めさせていただきます。
- ・ まずは、本日の委員の出席状況について事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】

- ・ 本日の委員の出席状況について報告します。
- ・ 本日は、30名の委員中20名の出席です。さいたま市地域公共交通協議会条例の規定による委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立することをご報告します。

【久保田会長】

- ・ 次に、会議録の署名委員を運営規程により私から指名することになっています。今回の指名については、関根委員、高桑委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(署名委員の指名について了承)

【久保田会長】

- ・ 続きまして、本日の会議の公開について、非公開事項に該当する議事があるか、事務局よりご報告をお願いいたします。

【事務局】

- ・ 本日は、非公開事項に該当する議事はございません。

【久保田会長】

- ・ 本日の会議は公開で行いたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(出席者全員一致で、協議会を公開で行うことを確認し、了承)

【久保田会長】

- ・ 傍聴につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】

- ・ 本日は1名の傍聴者がいらっしゃいますので、傍聴者が入場するまで、しばらくお待ちください。

(傍聴者入場)

2. 議事

(1) 地域公共交通計画（素案）について

【久保田会長】

- ・ ここから議事について順に進めていきますので、よろしくお願いします。

【事務局】

資料1－1「地域公共交通計画（素案）」の説明

資料1－2「地域公共交通計画_概要版（案）」の説明

資料1－3「地域公共交通計画（素案）の修正について」の説明

資料1－4「地域公共交通計画の策定等について」の説明

【久保田会長】

- ・ ここまで素案を形にするまでに、委員の皆様にも様々なご意見を頂きましてありがとうございました。それを受けて、地域公共交通計画（素案）という形で事務局からご提案を頂きました。何か気になる点、疑問などありましたらお願いいたします。

【中村委員（埼玉県）】

- ・ 計画素案 P.67 に記載している施策 7 について、地下鉄 7 号線の延伸と東西交通の推進は公共交通の利便性向上という点では共通していると理解している。ただ、この両者の取組状況や事業スケジュールは異なっているのではないかと考えている。
- ・ 例えば P.76 に掲載されている事業実施スケジュールの整理で、2024 年度に事業着手・本格導入と位置付けられている。この表を一見すると、地下鉄 7 号線の延伸検討も東西交通もどちらも 2024 年度から本格導入されると誤解を与えるのではないかと心配している。例えば P.67 の事業概要で二つの事業を分けて記載するなど、可能であれば記載の改善をお願いしたい。
- ・ また、P.67 の事業概要には、事業実施スケジュールとして事業者への事業実施要請が令和 5 年 2023 年度と記載されている一方で、事業主体が既に記載されている。後で地下鉄 7 号線延伸の報告があると思うが、自治体連携会議という会議体があり、この会議の中で事業の要請者や費用負担を今後決めていくことになるかと理解している。P.75 に掲載している事業主体の整理では、埼玉県が事業主体に位置付けられているが、今後議論を積み重ねる部分と認識しているので、例えば、要請者及び費用負担は今後協議して決定予定であることを注釈で追記して頂けると、誤解を招かないかと思う。今後計画はブラッシュアップされると思うので、その際にご検討頂けるとありがたい。

【事務局】

- ・ 事業実施スケジュールの整理は、施策の大枠で整理しており、各施策に複数の事業がぶら下がっているため、細かく分けるのが難しい部分があり、現在の記載内容にさせて頂いている。事業主体については、施策名を導入検討とさせて頂いた上で、現在、市と県で主体的に取り組んでいる状況を踏まえて、今回ご提案した表現でお願いしたいところである。また、施策概要に記載した事業スケジュールでは、地下鉄 7 号線延伸検討と東西交通の推進を分けた形で表現しているところである。

【犬飼委員】

- ・ さいたま市では地域公共交通計画の上位計画にあたる、総合振興計画実施計画のパブリックコメントを実施している。その中には事業方針として、地下鉄 7 号線や東西交通については、早期実現を目指す、重点的に取り組むと記載しているかと思う。上位計画が具体的に記載している一方で、下位計画で表現をぼかすことには疑問を感じる。出来れば総合振興計画の記載とトーンを合わせた方が良いのではないだろうか。
- ・ 東西交通と地下鉄 7 号線は熟度が違うことは理解している。東西交通については現在の書き方で良いと思うが、例えば地下鉄 7 号線と東西交通は段落を分けて、地下鉄 7 号線については、上位計画と合わせた記載とすると良いのではないか。

【事務局】

- ・ 施策については、事業をすることが目的ではなく、将来的にどのように公共交通を守っていくかという視点で整理をさせて頂いている。例えば路線バスの利便性向上策として、市や事業者がやっていることは様々ある中で、目指す方向性が同じ施策ということで、記載をまとめている。地下鉄 7 号線と東西交通は広域幹線軸というカテゴリーの中で、事業ではなく、

施策という単位でまとめさせて頂いているところである。今後実施するパブリックコメント結果や本日のご意見も踏まえて、記載については今後検討したい。

【犬飼委員】

- ・ ご説明の通り、施策名を変える必要はないと思っている。ただ、事業概要の記載部分地下鉄7号線と東西交通は段落を分けて、別々の記載にした方が良いという指摘をさせて頂いた。今後検討をお願いいたします。

【久保田会長】

- ・ 事業の検討としては、微妙な段階にあり、表現にしてもそれぞれお考えがあるということはよくわかった。よろしければ、記載については委員長預かりにして頂き、市や県と今後相談させて頂くという形でよろしいでしょうか。

【鈴木委員】

- ・ 対象とする交通手段について、将来の必要性の中で様々な移動手段についても対象にするという説明があった。地域の様々な輸送資源を対象として議論することは必要だと思うが、注釈には交通手段そのものの説明のみで、どのような状況の下でこれらを議論していくのかが見え辛く、どの手段も同じように導入できる可能性があるという印象を与える。
- ・ 実際には、それぞれの交通手段は、向いている地域とそうではない地域があり、コスト構造も違い、財政負担も変わってくる。全く同じレベルで一から議論できるものではない。それぞれの交通手段について、「この交通手段は、こういう状況や条件下では導入検討の対象になる」といった議論や役割は、今後のバス専門部会で検討するものと考えている。
- ・ 例えば注釈の中に、「地域の状況に適するかどうかをしっかりと議論したうえで検討する」という趣旨を明記して頂くなど、書き方は難しいとは思いますが、ご検討頂けないだろうか。

【事務局】

交通を取り巻く環境や交通事業者の経営状況は、従来にも増して、非常に厳しい状況が続いていることから、近い将来検討対象になる可能性も含め、自家用有償旅客運送、送迎バス等を今回位置付けている。注釈では上手く表現できていないが、本文には、基幹となる交通を維持した上で、サイズダウンの検討、最後にバスやタクシーなどの地域の公共交通サービスの提供が本当に難しい状況に陥った場合には地域の輸送資源を総動員していくことを記載している。今後実施するパブリックコメント結果や本日のご意見も踏まえて、記載については今後検討したい。

【久保田会長】

- ・ 記載については、会議後にご指導頂いた上で、修正頂くことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(2) 東西交通専門部会について

【久保田会長】

- ・ それでは、議事2 東西交通専門部会について事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】

資料2-1「令和3年度第1回東西交通専門部会 次第・開催結果」の説明

資料2-2「東西交通大宮ルートを検討の概要」の説明

資料2-3「過年度部会意見への対応方針」の説明

資料2-4「R3部会の協議内容」の説明」の説明

【久保田会長】

- ・ ご報告の通り検討頂いているということでございますが、ご意見ありますでしょうか。具体的な検討ステップをご検討頂いているということで、協議会としても承って問題ないということでしょうか。

(異議なし)

(3) 地下鉄7号線延伸事業について

【久保田会長】

- ・ それでは、議事3 地下鉄7号線延伸事業について事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】

資料3「地下鉄7号線延伸事業について」の説明

【久保田会長】

- ・ 折角の機会ですので、何かご質問などありますでしょうか。大変新しい重要な情報を頂いたということで、引き続きよろしくお願いいたします。

(4) コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について

【久保田会長】

- ・ それでは、議事4 コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】

資料4「コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について」の説明

【久保田会長】

- ・ 資料 P.1 に、路線バスと競合するコミュニティバス導入により利便性の低下が危惧される事例の把握、とあるが、競合すると短期的には便利になる気はするが、長い目で見ると不便になる可能性があるという趣旨でよろしいでしょうか。また、今これを検討する理由はどのようなものだろうか。

【事務局】

- ・ 例えば、路線バスと競合する駅への乗り入れる路線にコミュニティバスや乗合タクシーを導入すると、一時的にコミュニティバスの利便性が上がっても、それにより路線バスの利用者が減少し、撤退してしまうことになれば、路線バス利用者の利便性が下がり、地域全体では公共交通が不便になってしまうという事例があり、このような内容を把握していきたいと考えている。
- ・ 今回の検討については、これまでもガイドラインに基づき乗合タクシー、コミュニティバスを市内で運行し地域の交通利便性や補完交通として地域に寄与しているが、利用者からは駅に行けない等の意見を頂いているので、この機会にもう一度フラットに見て、協議会やバス専門部会の中で議論し、今後の方向性を定めていきたいという趣旨である。

【鈴木委員】

- ・ ガイドラインにもとづく判断をコロナの中でどうするかということで、暫定的に基本的な考え方を整理して参りました。実際に今後コロナの影響がどうなるのかは、見通せない部分があるので、しばらくは暫定的な考え方をせざるを得ないという部分があったと思いながらも、非常時にはどのような対応が必要か、ガイドラインの中でも、もう少し議論が必要と思っている。その意味で、新たな課題を整理して頂き、今後議論しやすくなるかと思っている。
- ・ さいたま市では、当初全国的に事例も少ない中、実験的な試みも踏まえて、ガイドラインを策定したところであるが、策定後の10年間で環境も大きく変わった。その他の市町村でも見られるが、例えば、地域の組織も最初に立ち上げた人がそのまま残り、年を取ってしまっているなど、時間の経過とともに課題が見えてくるところもある。実際にガイドラインをベースに進めてきた中で見えてきた課題を整理しながら、現実的に議論を進めていけばよいと考えている。

3. その他

【久保田会長】

- ・ その他について、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

- ・ その他については、特段報告はございません。

【久保田会長】

- その他、委員の皆様からもよろしいでしょうか。特段ご意見等無い様ですので、事務局に進行をお返しいたします。

4. 閉会

【事務局】

- 本日は、長時間に渡り活発なご議論を頂きありがとうございました。
- また、今回の計画書素案作成につきましては、意見照会等、ご多忙のところご協力いただき重ねて感謝申し上げます。
- 次回の地域公共交通協議会については、3月頃を予定し、地域公共交通計画のパブリックコメントを踏まえた最終案の確認以外に、計画策定後の協議会の進め方、コロナ禍の影響などによる社会情勢の変化を踏まえた公共交通の維持確保に関する議論を進めさせて頂きたいと思います。
- また、各専門部会につきましても、東西交通専門部会は2月頃、バス専門部会は1月頃での開催を予定しており、日程が確定次第、改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- それでは、これを持ちまして、令和3年度第2回さいたま市地域公共交通協議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

以上